

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和4年3月11日

全国健康保険協会 千葉支部  
支部長 佐藤 信行

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名 令和4年度健康保険委員向け広報紙「協会けんぽしば」の作成業務委託一式
- (2) 予定期量 24,000枚(6,000枚×4回)  
(予定期量は見込数量であって委託数量を確約するものではない)
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入期限 令和4年5月、7月、10月、令和5年1月の11日前後
- (5) 納品場所 仕様書による
- (6) 入札方法 契約は、本調達にかかる一切の費用を含んだ1件当たりの単価契約とする。入札は、総合評価落札方式に付する。入札金額は、別冊仕様書に示す各業務の単価に予定期量を乗じた金額の合計額とする。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を含まない金額を記入すること。

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」及び「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のうち、いずれか1つの認証を取得している者であること。
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受ける者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (8) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (9) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル2階  
全国健康保険協会千葉支部  
入札手続きに関すること 企画総務グループ 担当 橋口 電話 043-382-8315  
仕様書の内容に関すること 企画総務グループ 担当 山本 電話 043-382-8315  
FAX 043-382-8321
- (2) 提案書等・入札書の提出期限及び場所  
《提出期限》 令和4年3月23日 12時00分  
《提出場所》 上記3.(1)と同じ  
※ 郵送する場合は、提出期限必着のこと
- (3) 入札、開札の日時及び場所  
令和4年3月25日 13時30分 全国健康保険協会千葉支部 4F会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
全額免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和4年3月23日12時00分までに提出しなければならない。  
入札者は、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部長が判断した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。提出した入札書の差替え、変更または取消はできない。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書、仕様書による。

《参考》

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助

人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。